

海部南部危険物安全協会会則

制定 昭和 49 年 4 月 1 日 改正 昭和 57 年 5 月 19 日
改正 平成元年 5 月 25 日 改正 平成 11 年 5 月 28 日
改正 平成 12 年 5 月 26 日 改正 平成 14 年 5 月 29 日
改正 平成 18 年 5 月 29 日 改正 平成 30 年 5 月 29 日
改正 令和 5 年 5 月 26 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 組織（第 5 条-第 8 条）
- 第 4 章 会議（第 9 条-第 12 条）
- 第 5 章 会費及び会計（第 13 条-第 15 条）

附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、海部南部危険物安全協会と称する。

（事務所等）

第 2 条 本会の事務所は、海部南部消防本部に置く。

2 本会の事務を処理するため、事務局長 1 名及び必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括し、管理し、本会の事業、事務及び会計を処理する。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 本会は、会員相互の融和連絡を図り、危険物及び液化石油ガス等の安全な貯蔵取扱い及び管理等についての研究を行い、これらに起因する災害防止に努め、もって各事業の健全な振興発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会の前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員相互の融和連絡を図ること。
- (2) 会員に対して関係法令の普及徹底に努めること。
- (3) 講習会及び研修に関すること。
- (4) 危険物及び液化石油ガス等の安全な貯蔵、取扱い、防災、公害、その他の研究並びに改善に関すること。
- (5) 危険物及び液化石油ガス等災害予防思想の普及徹底に関すること。
- (6) 功労者の表彰に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要と認める事項

第3章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

弥富市又は飛島村において、次に掲げるもののいずれかを有する所有者又は管理者

ア 危険物製造所、貯蔵所又は取扱所

イ 少量危険物貯蔵取扱所

ウ 液化石油ガス販売所又は多量消費事業所

(2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 2名
- (4) 理事 10名以上20名以内
- (5) 会計監事 2名

2 会長は、理事の互選による。会長は、本会を代表して会務を総理する。

3 副会長は、理事の互選による。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。なお、会長は職務を代理する順序を事前に指名することとする。

4 幹事は、理事の互選による。幹事は、副会長を補佐し、本会の庶務、会計を処理する。

5 理事は、会務に従事し、会員の互選とする。ただし、理事は、市村の区域ごとに、概ね会員10名につき1名を選出するものとする。

6 会計監事は、理事の互選による。会計監事は、本会の財務に関する事務の執行を監査する。

(顧問並びに参加)

第7条 本会に顧問並びに参加を置くことができる。

2 顧問は、消防長とし、参加は、役員会に諮り、会長がこれを委嘱する。

3 顧問並びに参加は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども後任者の就任までは、その職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上これを開き、次の事項を議決する。

- (1) 毎年度の事業計画
- (2) 歳入、歳出の予算並びに決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他、会長が必要と認める事項
(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じてこれを開き、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) その他、本会の運営並びに事業の実施について、会長が必要と認める事項
(会議の招集及び議決)

第12条 会議は会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。

第5章 会費及び会計

(経費の支弁)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費)

第14条 本会の会費は、別表に定める平均割、危険物施設数割及び数量割のそれぞれの額の合計額とする。ただし、賛助会員の会費は、5,500円とする。

- 2 会費は、総会終了後すみやかに納入するものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月25日から施行する。ただし、平成元年度の会費は、従前の規定による。

附 則

この会則は、平成11年5月28日から施行する。ただし、平成11年度の会費は、従前の規定による。

附 則

この会則は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月29日から施行する。ただし、平成14年度の会費は、従前の規定による。

附 則

この会則は、平成18年5月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月26日から施行する。ただし、令和5年度の会費は、従前の規定による。

別表

1 平均割

一事業所 年額 5,500円

事業所とは協会の区域内にある経営体の単位をいう（危険物施設の数ではなく例えば協会の区域内に貯蔵所が2以上あっても経営者が同一であれば一事業所とみなすことができる。）。

2 危険物施設数割

一施設 年額 200円

危険物施設数とは各事業所の設置（変更）許可を受け、完成検査済証の交付を受けた危険物施設の数（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）をいう。

3 数量割

(1) 危険物施設

事業所において完成検査済証の交付を受けた危険物施設（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）の指定数量の倍数の合計に応じ、次の区分に該当する金額とする。

指定数量以上	10倍未満	年額	3,500円
10倍以上	30倍未満	年額	4,500円
30倍以上	50倍未満	年額	5,000円
50倍以上	100倍未満	年額	5,500円
100倍以上	200倍未満	年額	6,500円
200倍以上	500倍未満	年額	8,000円
500倍以上	1,000倍未満	年額	9,500円
1,000倍以上	10,000倍未満	年額	11,500円
10,000倍以上		年額	15,500円

(2) 少量危険物貯蔵取扱所（指定数量の5分の1以上 指定数量未満）

年額 3,000円（第1号に該当する場合は除く。）

(3) 液化石油ガス施設

液化石油ガスの販売に伴う貯蔵数量又は消費に伴う消費数量に応じ、次の区分に該当する金額とする。

貯蔵数量

	5,000kg 未満	年額	2,000円
5,000kg 以上	10,000kg 未満	年額	2,500円
10,000kg 以上	20,000kg 未満	年額	3,500円
20,000kg 以上		年額	4,500円

消費数量

300kg 以上	500kg 未満	年額	1,500円
500kg 以上		年額	3,500円

備考 会費算定基準日は毎年4月1日とする。